

NTT東日本・西日本に対する要請の主な内容

(1) 第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について

- ① 県間通信用設備との接続に関して取得する金額の適正性・公平性・透明性の確保
- ② 接続点の増設の要望への対応
- ③ いわゆる網改造料等の一層の透明化
- ④ ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化
- ⑤ 接続事業者の優先パケット利用に関する情報管理の厳正性の確保
- ⑥ 利用者解約後の分岐端末回線に係る費用負担
- ⑦ 償却費の低減分を全て分岐端末回線の接続料に平均的に反映
- ⑧ 報酬額の算定方法の見直し
- ⑨ 接続事業者関係団体に対する情報提供

(2) コロケーション条件等の改善について

- ① コロケーションがNTT東日本・西日本の所有でない建物で行われる場合の空き情報等の開示
- ② コロケーションリソースの効率的な配分
- ③ コロケーションリソースの確保できない場所の解消に関する予見可能性の向上
- ④ コロケーション代替措置等
- ⑤ コロケーション設備の撤去後の費用負担
- ⑥ コロケーション設備の故障等に伴う交換の手続
- ⑦ コロケーションに関する従前からの措置の継続

※ 詳細は総務省ホームページのテレコム競争政策ポータルサイト ([http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/eidsystem/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/index.html)) に掲載します。